

第2編

廃棄物処理

第 1 章 一般廃棄物処理実施計画

平成 28 年度大牟田市一般廃棄物処理実施計画（平成 28 年 4 月 1 日告示）

大牟田市は、土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者）から排出された一般廃棄物を、次のとおり収集し、運搬し、及び処分する。

1 基本方針

本市における廃棄物を適正に処理することにより、快適な生活環境の確保及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

3 処理区域

大牟田市全域 81.45 平方キロメートル

4 ごみ処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種 別	収 集 及 び 運 搬		処 分		
	処 理 主 体	回 数	処 理 主 体	処 分 方 法	
家庭系ごみ	燃えるごみ	市又は委託業者	週に2回	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化
	燃えないごみ	市又は委託業者	2週に1回	市	資源化埋立処分
	資源物	委託業者	2週に1回	市業者	資源化
	大型ごみ	市	随時申込	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化
				市	資源化埋立処分
	有害ごみ	市又は委託業者	2週に1回	市	資源化
	臨時ごみ	市	随時申込	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化
				市	資源化埋立処分
その他ごみ	市又は委託業者	災害時	大牟田・荒尾清掃施設組合	固形燃料化	
			市	資源化埋立処分	

事業系ごみ	事業系ごみ（燃えるごみ及び燃えないごみに限る。）で1日平均排出量が30キログラム未満のもの	市又は委託業者	燃えるごみ 週に2回	市 大牟田・荒尾 清掃施設組合	資源化 固形燃料化
			燃えないごみ 週に1回	市	資源化 埋立処分
		委託業者	資源物 週に1回	市	資源化
				業者	
	市又は委託業者	有害ごみ 週に1回	市	資源化	
	上記以外のもの	事業者又は許可業者	大牟田・荒尾 清掃施設組合	固形燃料化	
市			資源化 埋立処分		

※ 家庭系ごみとは、一般家庭の日常生活に伴って生じたごみとし、それ以外のごみを事業系ごみとする。

(2) 排出方法

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃えるごみ及び燃えないごみ

市民は、家庭用指定袋を使用し、袋の口を、異物を用いずに結び、収集日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

なお、家庭用指定袋は、家庭系ごみ（大型ごみを除く。）のみに使用できるものとする。

(イ) 資源物

市民は、50世帯程度に1カ所設置したリサイクル集積所に、空き缶、空き瓶、紙類、プラスチック類及び古布・古着類（排出源による5種11分別）を、市が指定した方法によって、回収日に排出するものとする。

資源物の区分

種 別	分 別 種 類
1. 空き缶	①スチール缶及びアルミ缶
2. 空き瓶	②無色③茶色④その他の色
3. 紙類	⑤新聞⑥段ボール⑦雑誌⑧紙パック⑨その他の紙類
4. プラスチック類	⑩ペットボトル及び白色トレイ
5. 古布・古着類	⑪古布及び古着

(㉔) 大型ごみ

市民は、大型ごみを排出する場合、大型ごみ受付センターへ申込み、指定シールを貼付し、収集可能な場所へ持ち出すものとする。

なお、大型ごみとは、燃えるごみ（大40リットル）及び燃えないごみ（25リットル）の指定袋の口を、異物を用いずに結べない大きさのもの（指定品目を除く。）及び市が指定したものとする。

(㉕) 有害ごみ

市民は、蛍光管、水銀体温計及び乾電池を排出する場合、透明袋又は半透明袋を使用し、燃えないごみの収集日にステーション又は指定路線に排出するものとする。

(㉖) 臨時ごみ

市民は、大掃除や引越しなどで収集日以外に燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを収集依頼する場合、大型ごみ受付センターへ申込み、指定された日に収集可能な場所へ持ち出すものとする。排出方法については、それぞれのごみ種別のとおりとし、別途手数料を納入しなければならない。

イ 事業系ごみ

(㉗) 燃えるごみ及び燃えないごみ

1日の排出量（燃えるごみ及び燃えないごみに限る。）が30キログラム未満の事業者については、事業所用指定袋を使用し、袋の口を、異物を用いずに結び、ステーション又は指定路線に排出することができる。それ以外の事業者は、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

(㉘) 大型ごみ

事業所から排出される大型ごみ（市が指定した品目に限る。）については、当該事業者又は許可業者が大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入するものとする。

(㉙) 許可業者の指定

事業系ごみを大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

有限会社ツカモト環境資源、株式会社現代ビルサービス、
株式会社大潮、有限会社コーショウクリーン、
有限会社ミクリノ及び有限会社有働耕介商店
並びに限定許可を有する株式会社塚崎運送

(3) 施設への搬入

大牟田・荒尾RDFセンター、大牟田市リサイクルプラザ及び大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わなければならない。

(4) 適正処理困難物

ア 処理施設における処理困難物

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるため、市が指定しているもの及び法律等で定められているものについては、市民が自らの責任で処理業者等へ処理を委託することとし、市による収集運搬及び施設（大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザ）での受入れは行わない。

イ 多量の木くず及び刈草

家庭系及び事業系ごみで多量の木くず及び刈草については、次に掲げる許可を有する処分業者へ搬入することができる。

有限会社萬葉

ウ ディスポーザ排水処理汚泥

集合住宅におけるディスポーザ排水処理システムから排出される汚泥は、その性状から大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザにおいて処理が困難であるため、大牟田市東部環境センターで処理する。

なお、大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

共栄環境開発株式会社

(5) ごみ排出支援

ア 福祉収集

家庭系ごみの排出方法において、ごみの排出が困難な高齢者、障害者などで、市が定める審査基準を満たした者（世帯）について、燃えるごみ、燃えないごみ、資源物及び有害ごみを玄関先等で収集する。

イ 大型ごみ「持ち出し収集」

福祉収集対象世帯及び諸条件を満たし、大型ごみの搬出が困難であると認められた世帯については、市が屋内及び敷地内から大型ごみを搬出し収集する。ただし、以下のものについては、搬出・収集を行わない。

- (ア) 事業系ごみ
- (イ) 市が指定する収集できないもの
- (ウ) ロープや重機等を用いて搬出しなければならないもの
- (エ) 容易に解体できないもの
- (オ) 現地調査により市が搬出・収集できないと判断したもの

(6) 資源物回収事業

ア 休日資源物受け入れ事業

地域のリサイクル集積所を利用することができない市民については、休日（市長

が指定する日)に資源物の受け入れを実施する。

イ 小学校空き缶回収事業

市は、小学校に回収容器を設置し、児童が家庭等から持参した空き缶を回収し、売却益を各小学校へ還元する。

ウ 使用済み小型家電回収事業

使用済み小型家電については、大牟田市リサイクルプラザにおいて、燃えないごみの中からの手選別による「ピックアップ回収」と公共施設及び商業施設に設置する専用ボックスによる「ボックス回収」により回収する。回収した使用済み小型家電は、処理業者へ売却する。

(7) ボランティア清掃支援事業

清潔で美しいまちづくりを推進するために、団体、個人及び公園愛護団体が行う、市内の道路、公園、河川及び公共施設等のボランティア清掃活動に対し、無償でボランティア清掃袋を配付し収集する。

(8) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

(7) 市民及び事業者に対する広報啓発活動

燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、大型ごみ及び有害ごみに分ける5種分別の励行、更なるごみの減量及び再生利用等の啓発を行うとともに、環境に関する意識を育てるため、次に掲げる広報啓発や活動等を行う。

- a 清掃週間及び環境月間における啓発活動の実施
- b クリーンキャンペーン（市内一斉清掃活動）の開催
- c 市民及び事業者への説明会、出前講座の実施及びごみ処理施設の見学等の実施並びにチラシ等の配布
- d エコショップ認定店の拡大及び市民への広報活動の推進
- e 小学4年生への環境教育及びごみ処理施設の見学の実施
- f 小学生を対象とした環境講座の実施
- g 生ごみたい肥化機材等購入費補助金交付事業の実施
- h 生ごみたい肥化講習会の実施
- i ごみの減量・資源化の推進に向けた機材等の貸出事業の実施
- j 広報おおむた及び市のホームページによる広報啓発
- k その他市民等がごみの減量・資源化に取り組むために必要な情報の提供

(4) 事業系ごみを多量に排出する事業者に対する減量化指導

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザへの事業系ごみの適正な搬入の指導を充実するとともに、1日平均30キログラム以上の排出事業者に対

して、減量化を引き続き指導する。

イ 再資源化の方法

(7) 燃えないごみ及び不燃性の大型ごみ

大牟田市リサイクルプラザにおいて、資源（スチール及びアルミ等）を回収し処理業者へ売却する。可燃性残さについては、大牟田・荒尾RDFセンターにおいてRDF（ごみ固形燃料）化を行い、大牟田市第三大浦谷埋立地への最終処分量の減量化を図る。

(イ) 資源物

空き缶、空き瓶及びプラスチック類は、大牟田市リサイクルプラザで選別し中間処理した後、空き缶については業者へ売却し、売却益の一部を地域へ還元する。空き瓶及びプラスチック類は再資源化処理を委託する。一方、紙類及び古布・古着類については、委託業者が再資源化を行う。

(ウ) 有害ごみ

大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。

(9) 収集運搬計画量

(トン/年)

区 分			計 画 量
計 画 収 集	燃えるごみ	直 営 分	6,406
		委 託 業 者 分	18,180
		計	24,586
	燃えないごみ	直 営 分	220
		委 託 業 者 分	630
		計	850
	資 源 物	委 託 業 者 分	4,070
	大 型 ご み	直 営 分	800
	有 害 ご み	直 営 分	7
		委 託 業 者 分	20
		計	27
	そ の 他 ご み	直 営 分	0
		委 託 業 者 分	0
		計	0
	合 計		
自 己 搬 入	燃えるごみ	一般及び許可業者分	8,089

	燃えないごみ	一般及び許可業者分	230
	資源物	一般及び許可業者分	530
	大型ごみ	一般及び許可業者分	390
	有害ごみ	一般及び許可業者分	7
	合 計		9,246
総量（計画収集＋自己搬入）			39,579

(10) 処分計画

ア 中間処理方法

燃えるごみ及び可燃性の大型ごみは、大牟田・荒尾RDFセンターでRDF（ごみ固形燃料）化する。燃えないごみ、不燃性大型ごみ及び資源物（空き缶、空き瓶及びプラスチック類）は、大牟田市リサイクルプラザで処理を行う。有害ごみについては、乾電池、水銀体温計及び蛍光管に分け大牟田市リサイクルプラザ等において一時保管し、処理業者へ再資源化を委託する。

資源物のうち紙類及び古布・古着類については、古紙委託業者及び古布・古着委託業者が資源化処理を行う。

なお、燃えるごみのうち各小学校や給食センターからの調理くず、大牟田市鮮魚組合からの魚さい及びディスポーザ排水処理汚泥の有機性廃棄物については、大牟田市東部環境センターで処理する。

(7) 中間処理施設

- | | | |
|---|--------|----------------------------|
| a | 施設名 | 大牟田・荒尾RDFセンター |
| | 所在地 | 大牟田市健老町 468 番地 |
| | 敷地面積 | 20,019 平方メートル |
| | 処理方式 | 破碎・選別・固形化処理 |
| | 処理能力 | 225 トン/日（75 トン/16 時間×3 系列） |
| b | 施設名 | 大牟田市リサイクルプラザ |
| | 所在地 | 大牟田市健老町 467 番地 |
| | 敷地面積 | 10,856 平方メートル |
| | 処理方式 | 破碎処理・選別処理・圧縮処理・保管 |
| | 処理能力 | 66 トン/日（5 時間） |
| c | 施設名 | 大牟田市東部環境センター |
| | 所在地 | 大牟田市大浦町 14 番地 10 |
| | 敷地面積 | 16,700 平方メートル |
| | 処理方式 | 高負荷脱窒素・高度処理、資源化（たい肥化） |
| | 処理能力 | 359 キロリットル/日 |
| | 有機性廃棄物 | 1.9 トン/日 |

(イ) 処理計画量

a 大牟田・荒尾RDFセンター (トン/年)

区 分			計 画 量
計画収集	直 営 分	燃えるごみ	6,390
		可燃性大型ごみ	620
	委 託 業 者 分	燃えるごみ	18,180
	合 計		25,190
自己搬入	一 般 及 び 許 可 業 者 分	燃えるごみ	8,040
		可燃性大型ごみ	360
	合 計		8,400
総 合 計			33,590

b 大牟田市リサイクルプラザ (トン/年)

区 分			計 画 量
計画収集	直 営 分	燃えないごみ	220
		不燃性大型ごみ	180
		有 害 ご み	7
	委 託 業 者 分	燃えないごみ	630
		資 源 物	1,250
		有 害 ご み	20
合 計		2,307	
自己搬入	一 般 及 び 許 可 業 者 分	燃えないごみ	230
		不燃性大型ごみ	30
		資 源 物	530
		有 害 ご み	7
	合 計		797
総 合 計			3,104

c 大牟田市東部環境センター (トン/年)

区 分			計 画 量
有機性廃棄物	直営分、一般及び	給食調理くず	16
		魚さい	45
	許可業者分	ディスプレイ 排水処理汚泥	4

合 計	65
-----	----

d 直接資源化分 (トン/年)

区 分	計 画 量
紙 類	2,550
古 布 ・ 古 着 類	270
合 計	2,820

イ 最終処分方法

大牟田・荒尾RDFセンター及び大牟田市リサイクルプラザでの不燃性残さ等は、一般廃棄物最終処分施設である大牟田市第三大浦谷埋立地に搬入する。

(7) 最終処分施設

施 設 名	大牟田市第三大浦谷埋立地
所 在 地	大牟田市大浦町14番地1外
埋 立 面 積	25,300 平方メートル
容 量	288,277 立方メートル

(4) 処分計画量 (トン/年)

区 分	計 画 量
最 終 処 分 量	1,460

(11) 犬、猫等の死骸

収 集 及 び 運 搬		処 分	
処 理 主 体	回 数	処 理 主 体	処 分 方 法
市	申出により その都度	委 託 業 者	焼 却 処 理

5 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 種別並びに収集、運搬及び処分方法

種 別	収 集 及 び 運 搬		処 分	
	処 理 主 体	回 数	処 理 主 体	処 分 方 法
し 尿	市 又 は 委 託 業 者	21 日 に 1 回	市	資 源 化 (たい肥化) 処 理 水 は 放 流
浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者		市	資 源 化 (たい肥化) 処 理 水 は 放 流

ア し尿

公共下水道及び浄化槽を除いた一般家庭及び事業所等のくみ取り便所のし尿を、定期的または収集依頼時に収集する。

イ 浄化槽汚泥

浄化槽清掃に伴い搬出される浄化槽汚泥は、浄化槽管理者から委託された許可業者が大牟田市東部環境センターへ搬入する。

ウ 許可業者の指定

浄化槽汚泥を、大牟田市東部環境センターへ搬入することができる許可業者は、次に掲げるものとする。

株式会社森商事、共栄環境開発株式会社、
有限会社手鎌浄化槽センター、株式会社アメニティ
及び祐徳近海汽船株式会社

エ 施設への搬入

大牟田市東部環境センターに搬入する場合は、市が定める受入基準に従わなければならない。

(2) し尿の排出抑制・水洗化の促進

ア 排出抑制に関する市民及び事業者への広報啓発活動の充実

簡易水洗トイレは、水を使用するため普通トイレの約2.4倍の排出量となり、し尿排出量増大の大きな要因となっている。また、使用状況に見合わない便槽の設置やトイレの改造等により、緊急くみ取りの件数は年々増加し、計画収集に影響を及ぼすことが懸念される。このため、次に掲げる広報啓発や活動等を行う。

- (7) 節水型トイレ設置の普及啓発
- (4) 欠陥便槽（ひび割れ便槽、降雨時に浸水する便槽等）に対する改善及び適正便槽設置の指導
- (5) 清掃週間における啓発活動の実施
- (1) その他市民等がし尿排出量の抑制に取り組むために必要な情報の提供

イ 水洗化促進の方法

公共下水道の事業計画区域においては、公共下水道への切り替え、計画区域外及び事業計画区域で当分の間公共下水道の整備が見込めない区域においては、合併処理浄化槽による処理を推奨していることから、次に掲げる広報啓発や活動等を行う。

- (7) 市民に対し、生活排水対策の必要性についての広報啓発活動の実施

- (イ) し尿多量排出事業所に対し、公共下水道及び合併処理浄化槽への切り替え促進
- (ウ) くみ取り及び単独処理浄化槽設置世帯に対し、合併処理浄化槽設置に伴う補助金の上乗せ制度の周知及び普及促進活動の実施

(3) 収集運搬計画量 (キロリットル/年)

区 分		計 画 量
し尿計画収集	直 営 分	4,800
	委 託 業 者 分	63,810
	計	68,610
浄化槽汚泥	許 可 業 者 分	29,920
合 計		98,530

(4) 処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は大牟田市東部環境センターで陸上処理（高負荷脱窒素処理及び高度処理）を行い、処理水は放流、汚泥については有機性廃棄物と合わせて資源化（たい肥化）を行う。

ア 処理施設

施設名 大牟田市東部環境センター
 所在地 大牟田市大浦町14番地10
 敷地面積 16,700平方メートル
 処理方式 高負荷脱窒素・高度処理、資源化（たい肥化）
 処理能力 359キロリットル/日
 有機性廃棄物 1.9トン/日

イ 処理計画量

収集運搬計画量に同じ。